

令和6年度

南アルプス市住宅リフォーム等総合支援事業

南アルプス市では、市民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、市内の事業者により住宅のリフォーム等工事を行う方に対し、その一部を補助します。

● 対象者

リフォーム、建替え、空家住宅解体工事（以下、リフォーム等工事）を行う住宅を所有している方

● 対象となるリフォーム等工事に共通する要件

- ◆ 市が定めた条件を満たしている市内の施工業者※1 に依頼して行う工事
- ◆ 本人と同居家族が滞りなく市税等※2 を納付されている方
- ◆ 補助対象の工事費が50万円以上（消費税除く）のもの
- ◆ 補助金の交付決定後に工事着手するもの（※ 事前着工した工事は対象外）
- ◆ リフォーム等工事を実施した場合、当該年度2月末までに工事が完了して、実績報告書が提出できるものに限る

※1：市内の施工業者…市内に住所を有し、南アルプス市商工会員（加盟店）もしくは南アルプス市競争入札参加資格または南アルプス市小規模工事等契約を登録した法人または個人で、対象となるリフォーム等工事を施工する業者

※2：市税等…固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、下水道受益者負担金、介護保険料、保育料、給食費

● 対象となるリフォーム工事

申請者が所有している住宅で、住宅の機能の維持及び向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等の工事（裏面参照）

※ 店舗などの併用住宅の場合は自己居住部分と非自己居住部分の床面積の比率で按分した場合の自己居住部分

※ 賃貸住宅等は不可

● 対象となる建替え工事に共通する要件

- ◆ 申請者が所有する昭和56年5月31日以前に着工して建築された住宅
- ◆ 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と判定された住宅
- ◆ 県産材を使用して建替えする住宅（※ 県産材の使用は一部で可）

※ 併用住宅は床面積の半分以上が個人住宅として使用されること

● 対象となる空家住宅解体工事

申請者が所有している空家住宅を解体する工事（※ 賃貸住宅等は不可）

● 補助金額

一律10万円（補助金の交付は、同一住宅1棟につき1回のみとなります）

● 年間補助件数（R6）

100件（先着順の受付です。予定数になりましたら終了となります）

● 受付期間（R6）

※ 2024年5月7日（火）受付開始 開庁日午前8:30～午後5:15

● 申請書類

申請書類は市のホームページからダウンロード出来ますのでご利用ください

◆ 南アルプス市ホームページ→サイト内検索：

住宅リフォーム

サイト内検索



そのほか、管理住宅課の窓口でも配布しています

申請書と必要書類を添付して管理住宅課へ申請してください。詳しくは管理住宅課までお問い合わせください



【お問合せ先】 南アルプス市 建設部 管理住宅課 建築指導担当

【電話】 055-282-6397（直通）、055-282-1111（代表）

【住所】 南アルプス市小笠原376 西別館1階フロア

◆ 対象となるリフォーム等工事の内容

No	対象工事等（リフォーム等工事の内容）	備考
1	既存住宅の増築、改築及び減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しを必要とする
2	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム	増築、改築、減築工事及びその他のリフォームによる撤去、移設、取替え又は新設 家庭用電気機械器具等の購入のみ（エアコンの設置のみ等）は、補助対象経費としない。他の補助制度との併用申請は対象外とする。
3	給排水衛生設備工事	
4	換気設備工事	
5	電気設備工事（太陽光設置含）	
6	ガス設備工事	
7	オール電化住宅工事	
8	屋根の葺替、塗装及び防水工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象とする
9	外壁の張替や塗装工事	
10	部屋の間仕切りの変更工事	
11	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	
12	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。内暖房（ガス及び電気式）工事も対象とする。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替え及び新設は対象とする
13	襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え（表替え及び裏返しも含む）	
14	雨どい等の取替や修理	
15	建具及び開口部の取替や新設工事	シャッター（電動のものを含む。）についても対象とする。 窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の単体の取替えは、対象外とする
16	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）	家具の購入のみの場合は、補助対象外とする
17	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
18	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張）	介護福祉課等で実施する他の補助制度との併用申請は対象外とする
19	昭和56年5月31日以前に着工し建築した住宅で耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の建替え工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しを必要とする
20	空家住宅の解体工事	個人住宅、併用住宅ともに対象とする。木造、非木造ともに対象とする
21	耐震改修工事	他の補助制度との併用申請は対象外とする

事業に係る Q & A

Q1 申請書の「添付資料」は何になりますか？

A1 住宅を所有していることが証明できる書類（住宅登記簿、固定資産税の納税通知書、名寄帳兼課税台帳など）、市税等納税報告書兼同居親族市税等照合同意書、見積書（コピー可・施工業者の印があるもの）、住宅の全景写真（2枚以上・リフォームの場合はリフォーム箇所の写真も追加）、建築確認済証（コピー・必要に応じて）、その他工事内容に応じて必要となる書類（耐震診断結果表、県産材の使用など）が「添付書類」になります。

Q2 申請前に工事が終わっている、もしくは工事中の場合は補助対象となりますか？

A2 対象になりません。工事着工前に申請して、補助金交付決定を受けてから始める工事が補助対象となります。

Q3 補助金が交付されるのはいつですか？

A3 実績報告書が提出され、内容を審査して問題がなければ申請者の口座に補助金を振り込ませていただきます。

Q4 他の補助制度との併用申請は可能ですか？

A4 基本的に併用申請はできません。他の補助制度と比較検討されたうえで申請をお願いします。

Q5 市役所で施工業者を紹介してもらえますか？

A5 市では施工業者の紹介はしておりません。南アルプス市商工会などにご相談ください。

◆南アルプス市商工会 経営支援課 Tel 055-280-3730 南アルプス市寺部971